

健康管理手帳の交付申請に必要な書類等について

離職の際には事業場の所在地を管轄する都道府県労働局へ、離職の後には申請者の住所地の都道府県労働局へ申請して下さい。労働局による審査後、交付要件に該当する場合には手帳を交付します。

1. 石綿の手帳交付申請に当たっては下記の書類等が必要です。

- (1) 健康管理手帳交付申請書「安衛則様式第7号」
- (2) 従事歴申告書（健康管理手帳交付申請書添付用）「様式第1号」
- (3) 石綿作業に従事していたこと及び従事期間を証明する書類として

①事業者の証明が得られる場合

●事業者証明書〔従事歴証明書（事業者記載用）「様式第3号」〕

②事業者の証明が得られない場合（証明が不十分な場合を含む）

●本人申立書〔従事歴申立書（本人記載用）「様式第5号」〕

及び

●同僚証明書〔従事歴証明書（同僚記載用）「様式第7号」〕（2名以上）

③事業者、同僚の証明がともに得られない場合（証明が不十分な場合を含む）

●本人申立書〔従事歴申立書（本人記載用）「様式第5号」〕

及び

●従事歴を証明する以下の書類（1種類以上）

- ・石綿障害予防規則に基づく石綿健康診断個人票の写し、又は石綿健康診断の本人への結果通知の写し
- ・社会保険の被保険者記録（被保険者記録照会回答票等）
- ・雇用保健に係る証明書（雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書）
- ・給与明細
- ・その他 本人申立書に記載された内容を裏付ける客観的な書類

交付申請に係る留意事項

- ・申請対象は労働者又は労働者であったもので、事業主、一人親方は対象外となります。
- ・事業者証明書、本人申立書及び同僚証明書については、証明する期間において勤務した事業場及び業務ごとの提出をお願いします。
- ・従事歴を証明する書類等については、交付要件の従事歴に相当する期間の全期間について必要とします。
- ・「証明が不十分な場合」とは、例えば雇用期間のみが証明され、当該業務に従事していたか否かについては証明されていない場合等をいいます。

(4) 胸部所見（両肺野に石綿による不整形陰影〔※1〕があり、又は石綿による胸膜肥厚の陰影〔※2〕があること。）の要件による申請については、(1)～(3)の書類に加え、下記のエックス線写真及び診断書等が必要です。（次の①又は②のどちらか）

①胸部エックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による写真及び石綿による不整形陰影又は胸膜肥厚の陰影のある旨の記述等のある医師の診断書（同様の記載のある石綿健康診断個人票又はじん肺健康診断結果証明書の写しでも可）

特殊なエックス線直接撮影による写真としてはCT写真等があります。なお、申請にあたっては可能な限り、胸部エックス線直接撮影写真及びCT写真の両方の提出をお願いします。

②じん肺管理区分が管理2以上のじん肺管理区分決定通知書の写し及び当該決定の際に都道府県労働局長に提出されたじん肺健康診断結果証明書の写し

じん肺管理区分（石綿の取り扱い業務等による）を受けている場合の提出書類です。

〔※1〕 不整形陰影とは

じん肺法第4条第1項の表中の「不整形陰影」と同じものをいいます。「不整形陰影があり」とは不整形陰影としてのエックス線写真の像が同項に定める第1型以上であるものをいいます

〔※2〕 胸膜肥厚の陰影とは

エックス線写真上の胸膜肥厚像胸膜斑（プラーク）又は胸膜の石灰化像（石灰化斑）をいいます

申請に係る様式等

健康管理手帳交付申請書「安衛則様式第7号」

従事歴申告書（健康管理手帳交付申請書添付用）「様式第1号」

事業者証明書〔従事歴証明書（事業者記載用）「様式第3号」

本人申立書〔従事歴申立書（本人記載用）「様式第5号」

同僚証明書〔従事歴証明書（同僚記載用）「様式第7号」（2名以上）

2. 石綿以外の手帳交付申請の様式は

健康管理手帳交付申請書「安衛則様式第7号」

従事歴申告書（健康管理手帳交付申請書添付用）「様式第1号」

事業者証明書〔従事歴証明書（事業者記載用）（石綿以外）「様式第2号」

本人申立書〔従事歴申立書（本人記載用）（石綿以外）「様式第4号」

同僚証明書〔従事歴証明書（同僚記載用）（石綿以外）「様式第6号」（2名以上）